

令和5年10月定例会

宮古地区広域行政組合議会会議録

令和5年 11月2日 開会
令和5年 11月2日 閉会

宮古地区広域行政組合

宮古地区広域行政組合告示第 17 号

令和 5 年 10 月 宮古地区広域行政組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和 5 年 9 月 25 日

宮古地区広域行政組合
管理者 宮古市長 山 本 正 徳

1 期 日 令和 5 年 11 月 2 日（木）午後 1 時

2 場 所 宮古市議会議事堂議場

令和 5 年 1 0 月 宮 古 地 区 広 域 行 政 組 合 議 会 定 例 会

令和 5 年 1 1 月 2 日（木曜日）

午後 1 時開議

議 事 日 程

諸 報 告

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 選挙第 1 号 副議長の選挙
- 日程第 5 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 6 認定第 1 号 令和 4 年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定
について
- 日程第 7 議案第 1 号 令和 5 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 8 議案第 2 号 宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 3 号 宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 0 議案第 4 号 宮古地区広域行政組合監査委員の選任に関し同意を求めること
について
- 日程第 1 1 議員派遣について

出席議員（１２名）

2 番	田 中	尚 君	3 番	畠 山	和 英 君
4 番	昆	清 君	5 番	伊 藤	清 君
6 番	高 橋	秀 正 君	7 番	千 葉	泰 彦 君
8 番	工 藤	求 君	9 番	長 門	孝 則 君
10 番	佐 藤	克 典 君	11 番	横 田	龍 寿 君
12 番	上 村	浩 司 君	13 番	木 村	誠 君

欠席議員（１名）

1 番 三田地 久 志 君

説明のための出席者

管 理 者	宮 古 市 長	山 本	正 徳 君
副管理者	宮古市副市長	桐 田	教 男 君
会 計 管 理 者		菊 池	範 子 君
事 務 局 長		菊 池	敦 君
総 務 課 長		金 澤	建 司 君
施 設 課 長		田 中	晋 君
消 防 長		小 林	達 広 君
消 防 次 長 兼 総 務 課 長		畠 山	毅 君
消 防 次 長 兼 消 防 課 長		三 浦	正 成 君
指 令 課 長		内 田	信 也 君
消 防 課 主 幹		里 館	郁 雄 君
宮 古 消 防 署 長		石 田	康 典 君
山 田 消 防 署 長		多 田	寛 君
岩 泉 消 防 署 長		山 内	基 嗣 君

議会事務局出席者

書	記	関 口	憲 史
書	記	山 崎	斗 夢

◎開 会

○議長（木村 誠君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しましたので、これより令和5年10月宮古地区広域行政組合議会定例会を開会いたします。

◎諸報告

○議長（木村 誠君） 諸報告を行います。

今回、新たに組合議員となられた山田町及び田野畑村選出議員の中から、空席となっていた議会運営委員会委員について、委員会条例第3条第1項の規定により、山田町選出の昆清君及び田野畑村選出の工藤求君を議会運営委員会委員として議長が指名いたしましたので、報告いたします。

次に、宮古地区広域行政組合監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和4年度一般会計の2月から5月分まで及び令和5年度4月から8月分までの例月現金出納検査について報告があり、既にその写しを配付しておりますので、ご了承願います。

ここで、管理者から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

山本正徳宮古市長。

○管理者宮古市長（山本正徳君） 本日ここに、宮古地区広域行政組合議会10月定例会が開催されるにあたり、管理者として一言ご挨拶を申し上げます。

山田町議会より昆清議員、佐藤克典議員、横田龍寿議員、また、田野畑村議会より工藤求議員、上村浩司議員、5名の議員の方々が、新たに当組合の議会議員に就任をされました。心から歓迎とお祝いを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の5類移行から半年が経過しようとしています。コロナ禍前の生活様式に戻りつつはあるものの、エネルギー価格や物価高騰などにより、住民生活や事業者の経営環境に大きな影響が生じております。

このような状況下におきまして、住民生活に密着する、ごみ、し尿処理、消防業務を行う当組合におきましては、さらなる住民サービスの向上とともに、災害時等におきましても、安定して事業を継続し、住民の方々が安心できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

引き続き、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。今後とも、どうぞよろしくお願いをいたします。

◎議席の指定

○議長（木村 誠君） これより本日の会議を開きます。

日程第1、議席の指定を行います。

議席の指定は、会議規則第4条第1項の規定により、議長が定めることになっております。

今回、新たに組合議員となられました山田町選出の昆清君を4番に、佐藤克典君を10

番に、横田龍寿君を11番に指定いたします。また、田野畑村選出の工藤求君を8番に、上村浩司君を12番に指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（木村 誠君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、2番、田中尚君、3番、畠山和英君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（木村 誠君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

本会議の会期について、本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎選挙第1号 副議長の選挙

○議長（木村 誠君） 日程第4、選挙第1号 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、副議長に三田地久志君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました三田地久志君を副議長の当選人と定めることについてご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました三田地久志君が副議長に当選されました。

◎議会運営委員会委員の選任

○議長（木村 誠君） 日程第5、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第3条第1項の規定により、議長が指名することになっておりますので、欠員の生じている議会運営委員を議長が指名いたします。

お諮りいたします。

副議長が議会運営委員会委員になっておりますので、三田地久志君を指名したいと思います。併せて、三田地久志委員の副議長就任に伴い、新たに岩泉町選出議員の畠山和英君を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議長が指名した2名の方を議会運営委員会委員とすることに決定いたしました。

議会運営委員会副委員長であります三田地久志君が副議長に就任され、議会運営委員会の委員の構成に変更があったことから、議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。開催場所は、委員会室を指定いたします。

午後 1時 8分休憩

午後 1時11分再開

○議長（木村 誠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日欠席されております三田地久志君より、事前に議会運営委員会委員長宛てに、議会運営委員会副委員長を辞任したいとの申出があり、議会運営委員会において辞任の件を審査したところ、辞任を許可されました。

よって、新たに副委員長を互選しましたので、ご報告いたします。

副委員長に、山田町選出議員の昆清君が選任されました。

◎認定第1号 令和4年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（木村 誠君） 日程第6、認定第1号 令和4年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

菊池会計管理者。

○会計管理者（菊池範子君） それでは、認定第1号 令和4年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するため、その概要をご説明申し上げ、提案理由に代えさせていただきます。

当組合では、令和4年度におきましても、事業の推進における予算の執行にあたっては、経費の削減に努め、効率的な財政運営に取り組んできたところでございます。

令和4年度の主な事業といたしましては、衛生費では、各施設の運転管理業務委託のほか、新規最終処分場施設整備計画に伴う生活環境影響調査業務委託や地質調査等業務

委託などを行いました。

消防費では、山田消防署、宮古消防署田野畑分署及び新里分署の高規格救急自動車について、老朽化に伴い、それぞれ更新を行いました。

それでは、認定第1号 令和4年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算についてご説明いたしますので、決算書の2ページ、3ページをお開きいただき、下段の歳入合計欄をご覧ください。

歳入は、予算現額31億8,498万4,000円に対し、調定額は32億1,331万5,934円で、全額収入済みとなっております。

次に、歳出についてご説明いたしますので、4ページ、5ページをお開きいただき、下段の歳出合計欄をご覧ください。

歳出は、予算現額31億8,498万4,000円に対し、支出済額は30億5,009万9,846円で、予算現額に対する執行率は95.8%、対前年度比で2.3ポイント低くなっております。翌年度繰越額は7,588万4,000円、不用額は5,900万154円となっております。収入済額から支出済額を差し引いた歳入歳出差引残額は1億6,321万6,088円で、この額から繰越明許費の翌年度へ繰り越すべき財源7,588万4,000円を差し引いた実質収支額は8,733万2,088円の黒字となっております。

次に、歳入の主なものについて、一般会計歳入歳出決算事項別明細書によりご説明いたしますので、7ページ、8ページをお開き願います。

1 款分担金及び負担金は、構成市町村からの負担金で、収入済額は29億8,532万3,000円で、歳入全体に占める割合は92.9%になります。

2 款使用料及び手数料は、収入済額4,818万6,651円で、歳入全体に占める割合は1.5%になります。

9 ページ、10ページをお開き願います。

6 款繰越金は、収入済額6,418万8,491円で、歳入全体に占める割合は2.0%になります。

7 款諸収入は、資源物売却代金などの雑入等で、収入済額は7,491万3,621円、歳入全体に占める割合は2.3%になります。

続きまして、歳出の主なものについてご説明いたしますので、決算書の11ページ、12ページをお開き願います。

2 款総務費は、支出済額7,642万9,949円で、歳出全体に占める割合は2.5%になります。主なものは、職員人件費等の総務管理費で7,614万2,003円となっております。

15ページ、16ページをお開き願います。

3 款衛生費は、支出済額10億6,343万7,492円で、歳出全体に占める割合は34.9%になります。主なものは、清掃費のごみ収集運搬委託料1億7,080万1,290円、ごみ焼却施設や最終処分場などの各施設の運転管理業務委託料2億7,555万円となっております。

25ページ、26ページをお開き願います。

4 款消防費は、支出済額18億8,279万658円で、歳出全体に占める割合は61.7%になります。主なものは、常備消防費の職員人件費15億8,242万4,115円となっております。

29ページ、30ページに移っていただきまして、消防施設費の高規格救急自動車の備品

購入費 1 億 2,003 万 7,500 円となっております。

以上が、令和 4 年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の概要になります。

なお、決算書に附属書類として、6 ページ以降にはただいまご説明いたしました歳入歳出決算事項別明細書、33 ページには実質収支に関する調書、34 ページ以降には財産に関する調書を掲載しております。また、別冊といたしまして、決算に係る主要な施策の成果に関する実績報告書を配付しておりますので、ご参照願います。

令和 5 年 11 月 2 日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

よろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木村 誠君） これより認定第 1 号に対する質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、質疑は歳入歳出一括といたします。

質疑のある方は、決算書もしくは実績報告書のページ数を言ってから質疑に入るようお願いします。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決しました。

令和 4 年度宮古地区広域行政組合 一 般 会 計 歳 入 歳 出 決 算 書

歳 入

款	項	予 算 現 額
1 分担金及び負担金		円 2,985,323,000
	1 負担金	2,985,323,000
2 使用料及び手数料		45,566,000
	1 使用料	146,000
	2 手数料	45,420,000
3 国庫支出金		22,016,000
	1 国庫補助金	22,016,000
4 県支出金		7,634,000
	1 県負担金	7,634,000
5 財産収入		2,890,000
	1 財産運用収入	360,000
	2 財産売払収入	2,530,000
6 繰越金		64,188,000
	1 繰越金	64,188,000
7 諸収入		57,367,000
	1 組合預金利子	5,000
	2 雑入	57,362,000
歳 入 合 計		3,184,984,000

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
円 2,985,323,000	円 2,985,323,000	円	円	円
2,985,323,000	2,985,323,000			
48,186,651	48,186,651			2,620,651
146,660	146,660			660
48,039,991	48,039,991			2,619,991
22,016,800	22,016,800			800
22,016,800	22,016,800			800
15,797,371	15,797,371			8,163,371
15,797,371	15,797,371			8,163,371
2,890,000	2,890,000			
360,000	360,000			
2,530,000	2,530,000			
64,188,491	64,188,491			491
64,188,491	64,188,491			491
74,913,621	74,913,621			17,546,621
3,039	3,039			△1,961
74,910,582	74,910,582			17,548,582
3,213,315,934	3,213,315,934			28,331,934

歳 出	
款	項
1 議会費	
	1 議会費
2 総務費	
	1 総務管理費
	2 監査委員費
3 衛生費	
	1 保健衛生費
	2 清掃費
4 消防費	
	1 消防費
5 災害復旧費	
	1 厚生労働施設災害復旧費
	2 その他公共・公用施設災害復旧費
6 公債費	
	1 公債費
7 予備費	
	1 予備費
歳出合計	
歳入歳出差引残額	
163,216,088円	

予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
円 1,188,000	円 951,365	円	円 236,635	円 236,635
1,188,000	951,365		236,635	236,635
79,152,000	76,429,949		2,722,051	2,722,051
78,809,000	76,142,003		2,666,997	2,666,997
343,000	287,946		55,054	55,054
1,087,883,000	1,063,437,492	11,884,000	12,561,508	24,445,508
10,000	9,992		8	8
1,087,873,000	1,063,427,500	11,884,000	12,561,500	24,445,500
1,980,103,000	1,882,790,658	64,000,000	33,312,342	97,312,342
1,980,103,000	1,882,790,658	64,000,000	33,312,342	97,312,342
2,000			2,000	2,000
1,000			1,000	1,000
1,000			1,000	1,000
26,656,000	26,490,382		165,618	165,618
26,656,000	26,490,382		165,618	165,618
10,000,000			10,000,000	10,000,000
10,000,000			10,000,000	10,000,000
3,184,984,000	3,050,099,846	75,884,000	59,000,154	134,884,154

令和 5年11月 2日 提出

宮古地区広域行政組合管理者 宮古市長 山本 正徳

◎議案第1号 令和5年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）

○議長（木村 誠君） 日程第7、議案第1号 令和5年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

菊池事務局長。

○事務局長（菊池 敦君） 議案集1－1ページをお開き願います。

議案第1号 令和5年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ361万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億6,501万1,000円とするものでございます。

令和5年11月2日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

今回の補正は、光熱水費の高騰に伴う需用費の増額補正のほか、事業費の確定による減額補正が主な内容となっております。

初めに、歳出からご説明いたしますので、議案集の1－6、1－7ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、需用費に不足が生じることから、印刷製本費について77万5,000円を増額するものです。

4款消防費、1項消防費、1目常備消防費は、光熱水費の高騰により、需用費を508万8,000円増額するものです。

4款消防費、1項消防費、2目消防施設費は、備品購入費の事業費の確定により、948万円を減額するものです。

次に、歳入をご説明いたしますので、1－4、1－5ページをお開き願います。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目組合負担金9,758万7,000円の減額は、歳出でご説明いたしました事項の増減額、また、5款財産収入、6款繰越金及び7款諸収入を計上いたしますことにより、1節総務を1,271万2,000円、2節衛生を3,549万4,000円、3節消防を4,938万1,000円、それぞれ減額するものでございます。

5款財産収入、2項財産売払収入、1目物品売払収入は、不要となった高規格救急自動車の売払収入292万9,000円を計上するものです。

6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は、前年度繰越金8,733万1,000円を計上するものです。

7款諸収入、2項雑入、1目雑入は、資源物売却代金の収入見込み371万円の増額補正です。

以上が、令和5年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）の内容でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（木村 誠君） これより議案第1号に対する質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、質疑は歳入歳出一括といたします。

質疑のある方は、議案書のページ数を言ってから質疑に入るようにお願いします。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 1 号

令和 5 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3, 6 1 7 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 4 6 5, 0 1 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 1 1 月 2 日提出

宮古地区広域行政組合

管理者 宮古市長 山 本 正 徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入		(単位・千円)		
会 計	宮古地区広域行政組合一般会計			
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		3,370,331	△97,587	3,272,744
	1 負担金	3,370,331	△97,587	3,272,744
5 財産収入		361	2,929	3,290
	2 財産売却収入	1	2,929	2,930
6 繰越金		1	87,331	87,332
	1 繰越金	1	87,331	87,332
7 諸収入		36,210	3,710	39,920
	2 雑入	36,205	3,710	39,915
補正されなかった款項にかかる額		61,725		61,725
** 歳入合計 **		3,468,628	△3,617	3,465,011

2 歳出		(単位・千円)		
会 計	宮古地区広域行政組合一般会計			
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		87,603	775	88,378
	1 総務管理費	87,229	775	88,004
4 消防費		2,140,106	△4,392	2,135,714
	1 消防費	2,140,106	△4,392	2,135,714
補正されなかった款項にかかる額		1,240,919		1,240,919
** 歳出合計 **		3,468,628	△3,617	3,465,011

◎議案第２号 宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例

○議長（木村 誠君） 日程第８、議案第２号 宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

菊池事務局長。

○事務局長（菊池 敦君） 議案集２－１ページをお開き願います。

議案第２号 宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、人件費をはじめとする各種経費単価の上昇やし尿収集量の減少により、同一収集量当たりのコストが上昇していることから、一般廃棄物（し尿）の収集、運搬及び処分を安定的かつ適正に実施するため、手数料について改正しようとするものでございます。

条例案の内容でございますが、別表中、６、し尿の収集、運搬及び処分のうち、収集、運搬手数料について、１８０リットルまで１,３６０円を１,４８０円に、１８０リットルを超える場合、１８リットルまたはその端数ごとに１３６円を１４８円に改正するものでございます。

次に、附則でございますが、条例の施行日を令和６年４月１日とするものでございます。

以上が議案の主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

令和５年１１月２日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、一般廃棄物（し尿）の収集、運搬及び処分を安定的かつ適正に実施するため、手数料の額を改正しようとするものである。これがこの条例案を提出する理由でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（木村 誠君） 説明が終わりました。

これより議案第２号に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例

○議長（木村 誠君） 日程第9、議案第3号 宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小林消防長。

○消防長（小林達広君） 議案集3－1ページをお開き願います。

議案第3号 宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、宮古地区広域行政組合火災予防条例に規定する事項について、所要の改正をしようとするものでございます。

条例案の内容でございますが、第11条第1項第3号の2は、キュービクル式以外の変電設備について基準を設けるものでございます。

第11条の2は、第1項第4号に「筐体」を加えるものでございます。

3－1ページから3－2ページにかけての第13条第1項は、蓄電池設備について、規制対象の指定に係る単位を「アンペアアワー・セル」から「キロワット時」に改めるものでございます。

同条第3項は、屋外に設ける蓄電池設備について、キュービクル式以外のものを加え、建築物からの離隔距離等について規定するものでございます。

同条第4項は、準用する規定を「第11条の2第1項第4号」に改めるものでございます。

第44条第13号は、届出の対象から、容量が20キロワット時以下の蓄電池設備を除くものでございます。

3－2ページから3－3ページにかけての別表第3は、新たに固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を定めるものでございます。

次に、3－4ページの附則でございますが、この条例は、令和6年1月1日から施行するものでございます。

経過措置でございますが、附則の2としまして、この条例の施行の際、現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の宮古地区広域行政組合火災予防条例第13条第1項に規定する蓄電池設備、または現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2の規定に適合しないものについては、この規定に関わらず、なお従前の例によるものでございます。

附則の3としまして、この条例の施行の際、現に設置され、または設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、この規定に関わらず、なお従前の例によるものでございます。

附則の4としまして、新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際、現に設置されているもの及びこの条例の施

行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は適用しないものでございます。

以上が議案の主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

令和5年11月2日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。これがこの条例案を提出する理由でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（木村 誠君） 説明が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 宮古地区広域行政組合監査委員の選任に関し同意を求めることについて

○議長（木村 誠君） 日程第10、議案第4号 宮古地区広域行政組合監査委員の選任に関し同意を求めることについてを議題といたします。

本件について、地方自治法第117条の規定により除斥されますので、上村浩司君の退場を求めます。

（上村浩司君 退場）

○議長（木村 誠君） 提案理由の説明を求めます。

菊池事務局長。

○事務局長（菊池 敦君） 議案集4－1ページをお開き願います。

議案第4号 宮古地区広域行政組合監査委員の選任に関し同意を求めることについてご説明いたします。

議案を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

議案第4号 宮古地区広域行政組合監査委員の選任に関し同意を求めることについて。

次の者を宮古地区広域行政組合監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住所及び生年月日は記載のとおりでございます。

氏名、上村浩司。

令和5年11月2日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

議員各位のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木村 誠君） 説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちにお諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第4号の審議が終結しましたので、上村浩司君の入場を許します。

（上村浩司君 入場）

○議長（木村 誠君） 上村浩司君に申し上げます。

議案第4号は同意することに決定いたしました。

◎議員派遣について

○議長（木村 誠君） 日程第11、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、お手元にお配りしたとおり派遣することにしたいと思いを。
ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、お手元にお配りしましたとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉 会

○議長（木村 誠君） これをもちまして、本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和5年10月宮古地区広域行政組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 1時42分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

宮古地区広域行政組合議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

